

## 国立大学法人愛知教育大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

常勤役員に支給される報酬のうち、期末特別手当については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う実績評価の結果及び役員の職務の困難度、実績度を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・報酬(俸給)の月額を0.5%引き下げた。
- ・地域手当の支給割合を11%から12%に引き上げた。
- ・報酬(俸給), 地域手当, 期末特別手当を9.77%減じて支給することとした。

理事

法人の長と同様

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

- ・報酬(非常勤役員手当)の月額を0.5%引き下げた。
- ・報酬(非常勤役員手当)を9.77%減じて支給することとした。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職	
	千円	報酬(給与)	千円	賞与	千円	その他(内容)		就任
法人の長	16,656	10,952	4,389	1,314	(地域手当)			
A理事	12,977	8,326	3,336	999	(地域手当)			
B理事	12,188	8,014	3,211	314	(通勤手当)			
C理事	12,608	8,014	3,211	961	(地域手当)			
D理事	11,982	7,603	3,046	420	(単身赴任手当)			◇
A監事 (非常勤)	3,662	3,662				4月1日		
B監事 (非常勤)	3,662	3,662						

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準・物価等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注3:「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「前職」欄は、役員の前職の種類別に以下の記号を付した。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画を踏まえ、業務の簡素・合理化、職員の適正配置等により、効率的な運営を図りつつ、人件費を抑制する。また、職員の能力・実績等を給与に適切に反映させる。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期目標・中期計画を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じ、昇給・昇進・降格の実施および勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給 (昇給)	職員が一定期間良好な成績で勤務したとき、勤務成績に応じ、標準より上位の号俸に昇給させることができる。
本給 (昇進・降格)	職員の勤務成績が良好で、かつ昇進の基準に達している場合、その者の従事する職務に応じ、1級上位の級に昇進させることができる。また、職員の勤務制成績が不良である場合等は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤勉手当支給基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて支給割合(成績率)を加減し、支給する。

##### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額を平均0.23%引き下げた。
- ・刈谷市にかかる地域手当の支給割合を11%から12%に引き上げた。(地域手当の基礎額は本給月額のみ、異動保障制度はなし)
- ・平成24年6月1日における号俸の調整  
(平成24年4月1日において若年・中堅層(36歳未満の職員)のうち、平成19年1月、平成20年1月、平成21年1月に昇給抑制を受けた者の号俸を平成24年6月に最大2号俸上位の号俸とした)
- ・本給月額、地域手当については、職位に応じて6.77、4.77、2.77%減じて支給、また、賞与(期末手当、勤勉手当)については、9.77%減じて支給することとした。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	455人	45.4歳	7,483千円	5,604千円	136千円	1,879千円
事務・技術	115人	45.4歳	5,950千円	4,488千円	135千円	1,462千円
教育職種 (大学教員)	204人	49.8歳	8,763千円	6,467千円	140千円	2,296千円

教育職種 (附属高校教員)	人 49	歳 40.8	千円 7,222	千円 5,524	千円 152	千円 1,698
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 86	歳 37.9	千円 6,665	千円 5,108	千円 120	千円 1,557
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員 (年俸制適用者)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種 (研究員等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 7	歳 63.8	千円 5,923	千円 4,532	千円 200	千円 1,391
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 64.5	千円 6,059	千円 4,614	千円 231	千円 1,445
教育職種 (附属高校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

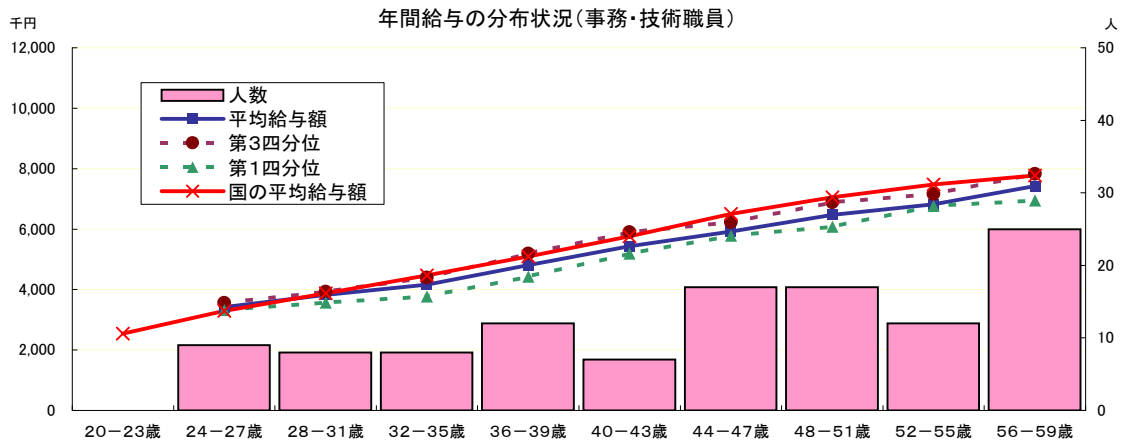
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含み、  
「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:常勤職員「その他医療職種(看護師)」、任期付職員「研究職種(研究員等)」、  
再任用職員「事務・技術」「教育職種(附属高校教員)」及び年俸制適用者「研究職種(研究員等)」  
については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、  
人数以外は記載していない。

注4:区分「在外職員」「非常勤職員」及び区分中の職種「医療職種(病院医師)」「医療職種(病院看護師)」  
については、該当者がいないため、表又は欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))(在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



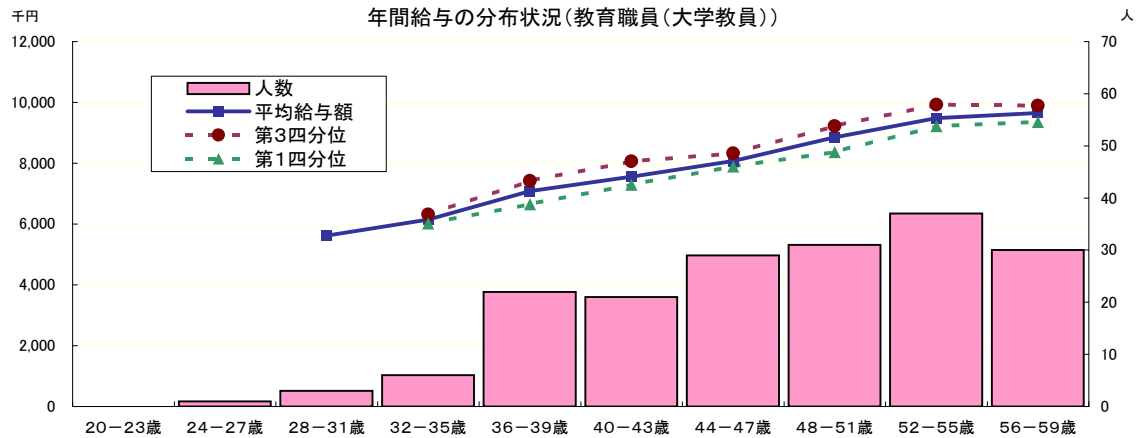
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的な職位							
部長	2		—	—		—	—
課長	10	57.2	7,690	7,753	7,937		
課長補佐	15	54.8	6,881	6,994	7,111		
係長	55	47.9	5,715	6,170	6,773		
主任	5	40.7	4,556	4,621	4,752		
係員	28	31.0	3,511	3,782	3,931		

注1:「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「副課長」及び「室長」を含む。

注2:部長の該当者は2人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注1:年齢28～31歳の該当者は3人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。

注2:年齢24～27歳の該当者は1人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的な職位							
教授	113	55.0	9,136	9,574	10,052		
准教授	70	44.8	7,413	7,790	8,216		
講師	17	37.8	5,922	6,456	6,832		
助教	3	33.5	—	5,401	—		
助手	1		—	—	—		

注1:助教の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与の第1・第3分位については表示していない。

注2:助手の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	115 人	9 人 (7.8%)	20 人 (17.4%)	33 人 (28.7%)	32 人 (27.8%)	14 人 (12.2%)
年齢(最高 ～最低)		44 ～ 24	43 ～ 27	54 ～ 36	59 ～ 46	59 ～ 51
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,869 ～ 2,311	3,524 ～ 2,649	4,914 ～ 3,056	5,371 ～ 4,316	6,133 ～ 4,937
年間給与 額(最高～ 最低)		3,729 ～ 3,041	4,556 ～ 3,489	6,470 ～ 4,045	7,227 ～ 5,800	8,008 ～ 6,736

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長 部長	局長	局長
人員 (割合)		5 人 (4.3%)	2 人 (1.7%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 57	～	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,040 ～ 5,847	～	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		8,037 ～ 7,810	～	～	～	～

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	204 人	0 人 (%)	4 人 (2.0%)	17 人 (8.3%)	70 人 (34.3%)	113 人 (55.4%)	0 人 (%)
年齢(最高 ～最低)		～	61 ～ 27	56 ～ 31	61 ～ 35	62 ～ 45	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,650 ～ 3,375	5,872 ～ 4,129	6,703 ～ 4,473	8,067 ～ 5,775	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,076 ～ 4,427	7,846 ～ 5,390	9,124 ～ 6,018	11,006 ～ 7,852	～

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.1	64.5	63.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.9	35.5	36.7
	最高～最低	46.1～34.1	42.7～32.3	44.4～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.8	65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	33.2	34.5
	最高～最低	38.8～32.8	36.0～31.0	36.3～32.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.9	67.5	66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1	32.5	33.8
	最高～最低	35.5～34.4	32.9～32.0	34.2～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	66.8	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	33.2	34.4
	最高～最低	38.8～33.2	36.0～31.4	37.4～32.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	93.8
対他の国立大学法人等	104.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	103.6
------------	-------

(注) 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 93.8 参考 地域勘案 94.3 学歴勘案 93.4 地域・学歴勘案 94.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.6% (国からの財政支出額 5,432,940千円, 支出予算の総額 8,532,067千円:平成24年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(行政職(一))指数は93.8で100未満であるため、給与水準は適正である。
講ずる措置	国家公務員の給与水準を十分考慮し、引き続き適切な給与水準を維持するよう努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 104.2

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度) からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,298,099	千円 4,404,136	千円 (%) △ 106,037 (△ 2.4)	千円 (%) △ 192,608 (△ 4.3)
退職手当支給額 (B)	千円 278,758	千円 445,347	千円 (%) △ 166,589 (△ 37.4)	千円 (%) △ 256,917 (△ 48.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 387,000	千円 364,285	千円 (%) 22,715 ( 6.2)	千円 (%) 32,023 ( 9.0)
福利厚生費 (D)	千円 604,815	千円 602,934	千円 (%) 1,881 ( 0.3)	千円 (%) 24,006 ( 4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,568,672	千円 5,816,702	千円 (%) △ 248,030 (△ 4.3)	千円 (%) △ 393,496 (△ 6.6)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」が前年度比△2.4%となった要因
  - ・刈谷市にかかる地域手当の支給割合を1%引き上げたことによる増加の要因はあったが、平成24年6月からの報酬(給与)の月額を役員については0.5%引き下げ、職員については平均0.23%引き下げたこと、更に、平成24年7月から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置に係る削減を以下のとおり行ったこと、また、当該年度も引き続き、事務部門の業務合理化・役職の兼務、大学教員の欠員補充抑制、再雇用職員の活用、及びその他人件費の削減に努め、前年度と比較すると2.4%の減となった。
  - ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置に係る削減額は、以下のとおり。
    - 役員は、年間報酬等の削減総額4,726千円(うち報酬3,389千円、賞与930千円、その他406千円)
    - 事務・技術は、年間給与額の削減総額31,788千円(うち所定内21,219千円、賞与10,568千円)
    - 教育職種の大学教員は、年間給与額の削減総額96,423千円(うち所定内66,868千円、賞与29,555千円)
    - 附属高校教員については、年間給与額の削減総額7,446千円(うち所定内5,767千円、賞与1,679千円)
    - 附属義務教育学校教員については、年間給与額の削減総額12,805千円(うち所定内9,940千円、賞与2,865千円)
    - その他医療職種(看護師)は、年間給与額の削減総額163千円
- 「最広義人件費」が前年度比△4.3%となった要因
  - ・非常勤の教員給与及び職員給与の増加や法定福利費が増加したこと等により「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」が増加したが、前記で述べた主な要因により「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」が減少したことにより、前年度と比較すると4.3%の減となった。
- ②「退職手当支給額」が前年度比△37.4%となった要因
  - ・当年度の支給人員が前年度の支給人員より8名減少したことにより、前年度と比較すると37.4%の減となった。
  - ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき法人が講じた措置に関する削減額は、当年度、該当なし。
- ③「非常勤役職員等給与」
  - ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置に係る削減額は、以下のとおり。
    - 役員は、年間報酬等の削減総額578千円(報酬)

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員については平成25年1月から、職員については平成25年2月から、以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。  
役員及び職員に関する講じた措置の概要：退職手当支給率の調整「100分の104」を「100分の87」に段階的に引き下げる。(平成25年9月30日までは「100分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「100分の92」)